

仕様書

第1章 総則

1条（適用）

本仕様書は、令和8年度 令和6年災 下黒川地区 災害復旧工事（以下「本工事」という。）に関して必要な事項を定めたものである。

2条（通則）

受注者は、本仕様書、石川県土木工事共通仕様書(令和7年4月一部改訂)、関係法規及び発注者の指示に基づいて作業を実施しなければならない。

3条（手続き）

受注者は、諸法規を遵守し関係官公署に対する手続きを遺漏なく行うものとする。

4条（資料の貸与）

受注者は、本工事を遂行するにあたり、発注者と協議のうえ、必要な資料の貸与を受けることができるものとする。

5条（秘密の厳守）

受注者は、本工事の内容、結果等を発注者の許可なくして部外に漏らしたり転用したりしてはならない。

6条（工事期間）

本工事の期間は、契約締結日から令和8年12月28日までとする。

第2章 作業内容

7条（目的）

本工事は、輪島市内において、令和6年能登半島地震によって被災した農地農業用施設を対象に、災害復旧工事を実施するものである。

8条（作業従事者）

作業に従事する者は、対象作業の遂行に十分な経験を有するものでなければならない。

9条（工事範囲）

本工事の範囲は、輪島市下黒川地内とし「別添 工事箇所図」による。

10条（工事内容）

本工事の内容は、「別途 数量計算書、設計図面」による。

（1）産業廃棄物処理工

- ・産業廃棄物処理工 1式
- ・流木処分

第3章 協議・その他

11条（協議）

工事中に本仕様書に記載なき事項が生じた場合は速やかに協議を行い、発注者の指示を受けるものとする。

また、現地の状況等により、10条に定める工事内容範囲外の作業が生じた場合は、発注者と協議のうえ変更契約の対象とする。

第4章 成果品

12条 （納入成果品）

- （1）報告書（現地写真含む） 1式
- （2）その他発注者と協議のうえ必要と認めたもの 1式